

剰余金の繰越承認について

法第40条第3項の剰余金の認定

法第40条第3項の剰余金の認定基準

地独法会計基準及び注解の基準

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- (2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合



新潟県立大学の基準

- (1) 運営費交付金算定対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益
- (2) 運営費交付金算定対象外の事業を行った結果生じた利益
- (3) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益
- (4) ただし、学生収容定員を在籍者が一定率下回った場合は、相当額を積立金として整理し、中期目標期間終了時に県に納付(一定率:90%)

【平成24年5月1日現在の定員充足状況】
○県立大学 997/960人(104%)

平成24年度収支計画 決算状況

単位:百万円			
費用の部	予算①	決算②	差額②-①
経常費用	1,334	1,461	127
業務費	1,334	1,453	119
教育研究経費	1,269	1,340	71
受託研究費等	246	234	▲ 12
人件費	0	9	9
一般管理費	1,023	1,097	74
財務費用	58	55	▲ 3
減価償却費	0	1	1
臨時損失	7	57	50
	0	8	8
収入の部	1,334	1,528	194
経常収益	1,334	1,523	189
運営費交付金	692	757	65
学生納付金	627	702	75
受託研究等収益	0	9	9
補助金等収益	0	1	1
寄附金収益	0	7	7
財務収益	0	0	0
雑益	10	11	1
見返交付金等戻入	5	36	31
臨時利益	0	5	5
総利益	0	67	67

(1)運営費交付金算定対象収入における予定を上回った収益増加分

費目	金額
・学納金増加額(入学金56、検定料10等)	75
・運営費交付金収益	65
計	140

(2)運営費交付金算定対象外の事業における収益増加分

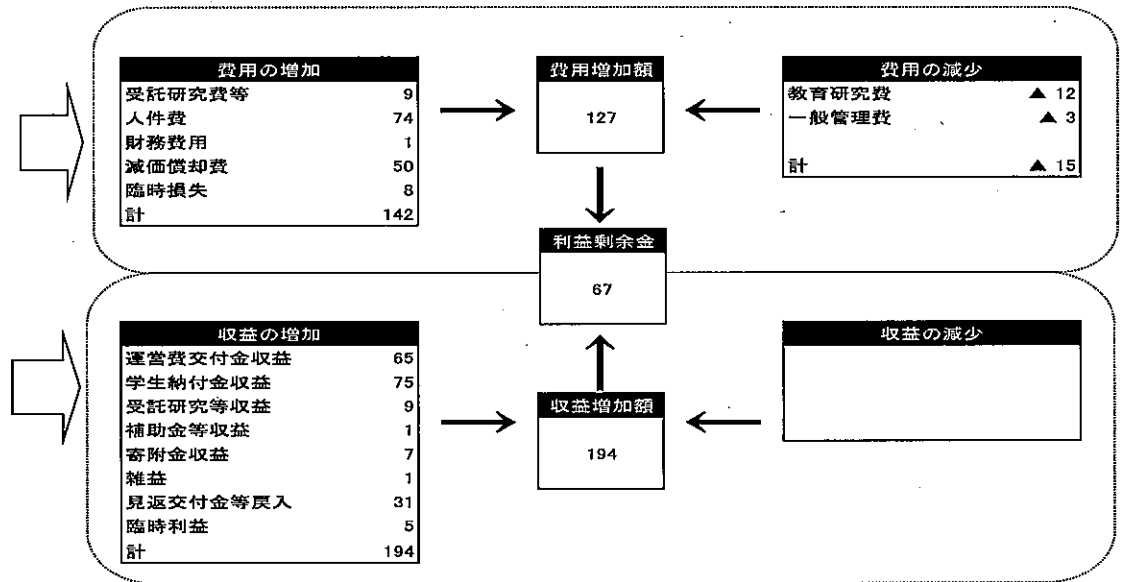
費目	金額
・外部資金獲得による増加額(受託研究等収益・補助金・寄付金)	17
・雑収入増加額	1
・減価償却費対応収益増加額	31
・臨時利益	5
計	54

(3)業務を効率的に行った結果生じた費用減少分

費目	金額
・費用増加額	▲ 142
・費用減少額	15
計	▲ 127

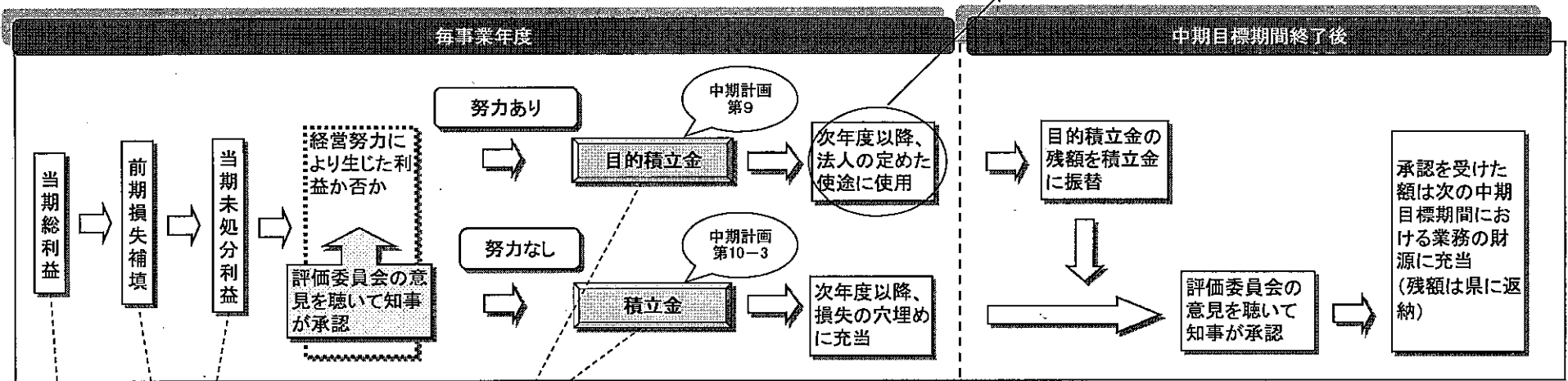
(1)+(2)+(3)=67

注)単位:百万円



「教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる」

剰余金処分のフロー



利益の処分又は損失の処理の書類

※平成24年度

利益の処分に関する書類(案)		(単位:円)
I 当期未処分利益		67,439,232
当期総利益		67,439,232
前期繰越欠損金		
II 利益処分額		
積立金		
法第40条第3項により設立団体の承認を受けようとする額		
教育研究等環境改善積立金		67,439,232 67,439,232

目的積立金と積立金の相違点

	目的積立金	積立金
根拠	法第40条第3項	法第40条第1項
要件	法人の申請に基づき、知事が経営努力と承認したもの(あらかじめ評価委員会の意見を聴く)	未処分利益のうち、目的積立金に計上するもの以外のすべて
毎年度の取扱い	中期計画に定めた剰余金の用途の範囲内で使用可能	損失の穴埋め
中期目標期間終了後の取扱い	中期目標期間終了後、目的積立金が残っていた場合は積立金に振り替えて精算 ① 知事の承認を受けて次期財源に充当(経営努力により生じた剰余金、次期に繰り越す事業費相当額) ② ①以外は県へ納付	